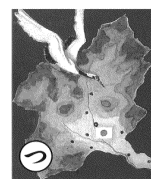




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年8月23日(金) 第9726号

目次

	ページ
公 告	
○道路位置の指定(建築課)	2
○道路位置の指定の取消し(同)	2
○開発工事の完了(同)	2
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	3
○政治団体の異動事項	4
○政治団体の解散届出	4
○資金管理団体の名称等	5
○資金管理団体の指定の取消し等	5
監査委員公告	
○監査結果の公表	5
○監査結果に基づく措置状況	9
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(病院局総務課)	11
落 札	
○落札者等の決定(情報政策課)	13
○同	13
○同	13

■ 公 告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年 8 月 2 3 日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字見柳東 921-9	延長 34.99 幅員 4.60 ～4.75	群馬県指令前土第 304-4 号 令和元年 7 月 22 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路位置の指定を、次のとおり取り消した。

令和元年 8 月 2 3 日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定道路の種類	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日 指定取消し年月日
1	法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路	邑楽郡明和町新里 692-1	延長 35.00 幅員 4.00	第 492 号 昭和 52 年 5 月 9 日 令和元年 7 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年 8 月 2 3 日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡大泉町坂田六丁目 870、871-1、871-6	埼玉県行田市持田三丁目 2 番 17 号 株式会社ファイブズホーム 代表取締役 細井保雄
2	みどり市笠懸町久宮 289-3、295-1、295-2	桐生市広沢町一丁目 2789 番地 株式会社ミツバサンコーワ 代表取締役 萩原伸一

3	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1623-317	邑楽郡大泉町東小泉一丁目12番1号 ヴィーブルI-101号 柴田桂輔、柴田千尋
4	邑楽郡邑楽町大字中野字勝美原935-1	邑楽郡邑楽町大字中野1864番地1 セジュールMIYA B-102号 小林和廣、小林奈津季
5	邑楽郡明和町大佐貫190-4、190-6、202-4、190-6先水路の一部	埼玉県羽生市大字上岩瀬1748番地3 アリエッタ岩瀬I 104 吉永一也
6	邑楽郡邑楽町大字中野字毘沙門1361-1	館林市成島町1166番地の1 グランコート館林B-206 田部井栞太、田部井理沙
7	佐波郡玉村町大字上之手1449-1	佐波郡玉村町大字後箇4451番地 アムールハイツA203 鈴木駿汰
8	邑楽郡大泉町仙石一丁目255、256	埼玉県行田市持田三丁目2番17号 株式会社ファイブズホーム 代表取締役 細井保雄
9	佐波郡玉村町大字樋越505-1	佐波郡玉村町大字樋越504番地 八木弘二
10	佐波郡玉村町大字小泉字諏訪前225-1、225-17	佐波郡玉村町大字小泉225番地11 清水保旬

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年8月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
みうら次弘後援会	三浦次弘	三浦次弘	邑楽郡明和町新里423-4
	令和元年7月11日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年8月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県バス協会支部	代表者の氏名	佐藤俊也	小林勝市	令和元年 6月12日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県再生資源事業協同組合連合会政治連盟	会計責任者の氏名	波瀲憲昭	茂木徹夫	令和元年 7月10日
戸部ひろし後援会	会計責任者の氏名	小野啓寿	渡貫初男	令和元年 7月18日
前橋市歯科医師政治連盟	代表者の氏名	田口章太	清宮正史	令和元年 6月26日
	会計責任者の氏名	小林修	新井保幸	令和元年 6月26日
幸福実現党群馬県本部	主たる事務所の所在地	高崎市若松町283	高崎市あら町6-3	令和元年 6月27日

◎群馬県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年8月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
岡村一男後援会	三田貞雄	令和元年7月8日
おぎの忠後援会	木村国男	令和元年7月15日
黒沢孝行後援会	黒沢孝行	令和元年6月30日
黒沢孝行を育てる会	笠原英男	令和元年6月30日

群馬県隊友政治連盟	町田宗宏	令和元年7月3日
月蝨会	栞原一郎	平成30年9月30日
春山邦雄後援会	春山邦雄	令和元年6月30日

◎群馬県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年8月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
三浦次弘	明和町議会議員	みうら次弘後援会	邑楽郡明和町新里423-4	令和元年7月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年8月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
黒沢孝行	黒沢孝行後援会	令和元年6月30日

■ 監査委員公告

◎監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年8月23日

群馬県監査委員 丸山幸男
同 林章

同 中 島 篤
同 安 孫 子 哲

1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

2 監査対象年度 平成30年度

3 監査対象機関 地域機関等31機関

4 監査結果の概要

- (1) 指摘事項 (適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
- (2) 注意事項 (軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 5件
- (3) 検討事項 (事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし

5 機関別監査結果

(1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま総合情報センター (令和元年 7 月 5 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 企画部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東京事務所 (令和元年 7 月 5 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 森林環境部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部環境事務所 (令和元年 6 月 2 8 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部森林環境事務所 (令和元年 7 月 1 0 日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県収入証紙条例施行規則第5条において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされている。また、同規則第15条第1項において、地域機関の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例第2条の規定に基づき、平成31年3月8日に4件の産業廃棄物収集運搬業許可申請書(以下「申請書」という。)の提出を受けたが、うち1件の申請書については証紙73,000円が貼付されておらず消印を押していないにもかかわらず、消印を押したのものとして証紙消印実績簿に含めて計上し、これに基づき、証紙消印実績報告書を作成の上、主務課長に提出した。事務監査日(令和元年6月7日)現在においても、証紙が未貼付の状況であった。</p>

東部環境事務所 (令和元年 7 月 8 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
---------------------------	------------------------------

(4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部農業事務所 (令和元年 6 月 28 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部農業事務所 (令和元年 6 月 18 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部農業事務所 (令和元年 6 月 28 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋土木事務所 (令和元年 7 月 10 日)	(注意事項) 群馬県道路占用料徴収条例 (以下「道路条例」という。) 第3条第1項の規定により、占用の期間が翌年度以降にわたる場合、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとされている。 当該機関は、道路条例に基づき、道路占用の許可を受けた者から道路占用料を徴収しているが、平成30年度継続分の道路占用料について、道路条例で規定する期限内に徴収 (調定及び納入の通知) をしていなかった。
伊勢崎土木事務所 (令和元年 7 月 10 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎土木事務所 (令和元年 6 月 18 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中土木事務所 (令和元年 6 月 18 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田土木事務所 (令和元年 7 月 8 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
上信自動車道建設事務所 (令和元年 7 月 2 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
八ッ場ダム水源地域対策事務所 (令和元年 7 月 2 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水道総合事務所 (令和元年 6 月 28 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

渋川森林事務所 (令和元年6月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川土木事務所 (令和元年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡森林事務所 (令和元年7月10日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県補助金等に関する規則(以下「規則」という。)第11条の規定において、補助事業者等は、当該年度の次の年度の5月31日まで(補助事業等が完了したときはその日から2月以内)に補助事業等の成果を記載した補助事業等の実績報告書を知事に提出しなければならないこととされており、群馬県林道事業補助金交付要綱第9の規定において、補助事業者は、規則第11条の規定により、事業完了後速やかに実績報告書(別記様式第9号)を事務所に提出しなければならないこととされている。</p> <p>また、規則第7条第1項の規定において、規則第11条の規定により補助事業等の完了に係る成果の報告を受けた場合においては、知事は、報告書等の書類の審査、現地調査等により、その成果が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該額を交付することとされている。</p> <p>当該機関は、実績報告書に不備があったにもかかわらず、これを収受し、交付すべき補助金等の額の確定を行っていた。</p>
藤岡土木事務所 (令和元年6月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡森林事務所 (令和元年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡土木事務所 (令和元年6月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻森林環境事務所 (令和元年7月2日)	<p>(注意事項)</p> <p>所得税法第183条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、給料等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成30年12月10日に非常勤嘱託職員1名に支払った期末手当相当額から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税10,276円について、納付期限が平成31年1月10日であったにもかかわらず、事務監査日(令和元年6月4日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。</p>
吾妻農業事務所	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和元年 7 月 2 日)	
中之条土木事務所 (令和元年 7 月 2 日)	(注意事項) 群馬県収入証紙条例施行規則第 5 条において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされている。 当該機関は、群馬県採石法関係手数料条例第 2 条の規定に基づき、岩石採取計画の認可申請に係る手数料 52,000 円を群馬県証紙により徴収すべきところ、収入印紙 52,000 円が貼付された申請書を收受し、平成 30 年 5 月 22 日に当該収入印紙に消印した上で、証紙消印実績簿に記載していた。

(10) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田森林環境事務所 (令和元年 7 月 10 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田農業事務所 (令和元年 7 月 10 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田土木事務所 (令和元年 7 月 10 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生森林事務所 (令和元年 7 月 8 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生土木事務所 (令和元年 7 月 8 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林土木事務所 (令和元年 7 月 8 日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、群馬県教育委員会教育長から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 8 月 23 日

群馬県監査委員 丸山 幸男
 同 林 章
 同 中島 篤
 同 安孫子 哲

監査対象機関	太田工業高等学校
監査結果の公表年月日	平成31年4月23日(群馬県報第9693号) 監査公表第10号
監査の結果	(注意事項) 所得税法第183条第1項において、給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等についての所得税を徴収し、徴収した日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないとされている。 当該機関は、平成30年6月29日及び同年12月10日に非常勤講師7名に対し、県立学校等非常勤講師取扱規程第17条第1項の規定に基づく報酬の増額支給を行い、その支払の際に所得税及び復興特別所得税として、それぞれ42,113円及び45,920円を源泉徴収したが、それぞれの納付期限が同年7月10日及び平成31年1月10日であったにもかかわらず、事務監査日(平成31年2月22日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。
講じた措置	未納となっていた所得税については、平成31年2月27日に所轄税務署へ納付した。 再発防止のため、所得税の納付事務について、関係法令等の確認を徹底し適正な業務を遂行するとともに、複数の職員による確認を徹底することで、所属としてチェック体制の強化を図ることとした。

監査対象機関	二葉高等特別支援学校
監査結果の公表年月日	平成31年4月23日(群馬県報第9693号) 監査公表第10号
監査の結果	(注意事項) 県立学校非常勤職員の休暇等取扱要領(以下「要領」という。)第5条第1項各号に掲げる休業、休暇等は無給とするとされている。 当該機関は、非常勤嘱託職員に要領第5条第1項第8号に掲げる介護休暇の申請を受け、平成30年7月26日から同年8月17日までの間に合計5日の休暇を承認したが、無給としていなかった。
講じた措置	介護休暇の取得による無給とすべき報酬について、当該非常勤嘱託職員に説明した上で平成31年3月20日支払いの3月分報酬から減額処理を行った。 今後については、関係要領等の確認を徹底し、所属内での共通認識を持つとともに、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めることとした。

監査対象機関	伊勢崎特別支援学校
監査結果の公表年月日	平成31年4月23日(群馬県報第9693号) 監査公表第10号
監査の結果	(注意事項) 県立学校非常勤職員の休暇等取扱要領(以下「要領」という。)第5条第1項各号に掲げる休業、休暇等は無給とするとされている。 当該機関は、非常勤嘱託職員から要領第5条第1項第5号に掲げる子の看護休暇の申請を受け、平成31年2月1日から同月5日までの間に合計3日の休暇を承認したが、無給としていなかった。
講じた措置	看護休暇の取得による無給とすべき報酬について、当該非常勤嘱託職員に説明した上で平成31年3月20日支払いの3月分報酬から減額処理を行った。

今後については、関係要領等の確認を徹底し、所属内での共通認識を持つとともに、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めることとした。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年8月23日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
A重油JIS1種1号	741,000 リットル	群馬県立心臓血管センター 前橋市亀泉町甲3番地12 群馬県立がんセンター 太田市高林西町617番地1 群馬県立精神医療センター 伊勢崎市国定町二丁目2374 群馬県立小児医療センター 渋川市北橋町下箱田779

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 契約期間 令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで

(5) 入札方法 上記(1)の件名における1リットル当たりの単価(小数第2位まで記載すること。)に対し入札に付する。なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年8月30日(金)までに群馬県会計局会計課に入札参加資格審査申請を行い、同年9月17日(火)午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県病院局総務課へその旨を連絡すること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国内において、群馬県病院局が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県病院局総務課財務係 担当：高橋 電話027-226-2713(ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロード

ードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和元年8月23日(金)から同年9月2日(月)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和元年9月9日(月)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和元年9月2日(月)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「A重油一般競争入札の審査資格書類在中」と朱書きすること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年9月19日(木)午前11時 群馬県庁14階141会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月18日(水)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県病院局総務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「A重油一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。)第123条の規定に該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 調達内容の変更等 県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture.

(2) Nature and quantity of the services to be required: Low Sulfur A Fuel Oil (JIS Class 1 No.1): 741,000L

(3) Bidding deadline: September 19th, 2019 at 11:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by September 18th, 2019 at 4:00 p.m.)

(4) For further details, please contact: General Affairs Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2713 (Japanese

language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年8月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 令和元年度県庁・北部地域プリンタ及び関係機器一式の賃貸借 プリンタ
175台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県企画部情報政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1
番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521-8
- 5 落札金額 52,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年6月11日

次のとおり落札者を決定した。

令和元年8月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 令和元年度県庁・東部地域プリンタ及び関係機器一式の賃貸借 プリンタ
169台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県企画部情報政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1
番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521-8
- 5 落札金額 874,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年6月11日

次のとおり落札者を決定した。

令和元年8月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 令和元年度県庁・西部地域プリンタ及び関係機器一式の賃貸借 プリンタ
176台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県企画部情報政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1

番1号

- 3 落札者を決定した日 令和元年7月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96
- 5 落札金額 256,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年6月11日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
